

【後期 第6問】

甲は、A 大学を設置運営する学校法人 A 大学の理事長の職にあった。A 大学は、都内郊外に所在していた同大学のキャンパスを都心回帰させることを計画し、そのための用地として B 区内に一団の土地及びビル（C 不動産）を取得して、その所有権移転登記を経由した。しかし、多くの学生を抱える大学の校地移転計画は順調に進まず、当分移転実現のめどが立っていなかった。そこで甲は、その間 C 不動産を有効活用しようと考え、D 社を設立して実弟の乙をその代表取締役にする、D 社に A 大学の土地を賃貸して、その運用にあたらせた。

ところが、乙の D 社経営は放漫かつずさんなものであった上、その収益を甲や乙のリゾートマンション購入費用、海外旅行費用、高級外車購入費用等に無計画に費消したため、まもなく、D 社は多額の借金を抱えて倒産の危機に陥った。そこで、甲は理事長として業務上保管していた学校法人 A 大学の経営資金から拠出をしてこの危機を乗り越えさせようと考えた。

甲は、学校法人 A 大学の定款に「重要な財産の処分には理事会の承認を要する」という規定があるにもかかわらず、他の理事には無断で、学校法人 A 大学の経営資金から D 社の経営に当面必要な資金である 3000 万円を拠出し、乙に交付した。D 社は甲の本件拠出金により、とりあえず倒産を回避させた。

甲の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：大審院昭和 9 年 7 月 19 日第一刑事部判決
最高裁昭和 34 年 2 月 13 日第二小法廷判決